

第8章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備

1 水防管理者が管下の水防団及び消防機関、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- 1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- 2) 水防警報河川にあつては、水防警報が発せられた場合
- 3) 水防情報提供河川にあつては、水防情報が発せられた場合
- 4) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

2 水防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備（津波については第17章第1節参照のこと）

1) 待機

水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

待機の指令はおおむね次の状況の際に発する。

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、且つ警報が発表されるような状況の場合。

2) 準備

水防団及び消防機関、水防協力団体の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。準備の指令はおおむね次の状況の際に発する。

河川水位が水防団待機水位（通報水位）を越え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。

3) 出動

水防団及び消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇の恐れがあり出動の必要を認めたとき。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下この節において「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所

を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、河川等の管理者は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の縮まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。（資料1参照）（「参①-1-1」）

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急交通

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難立退き

1 避難の指示

洪水、津波または高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事、その命を受けた職員または水防管理者は必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。(法第29条)

2 立退き

立退きまたは、その準備を指示された区域の居住者、滞在者その他の者の救出避難については、警察は、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第7節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 氾濫等の通報

河川管理者は、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事（水防本部）その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。(法第24条の2)

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防が決壊、またはこれに準ずる越水・溢水及び漏水等の事態が生じたときは、当該水防管理団体（法第2条第2項参照）水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちにこの状況に係る関係機関（所轄の国土交通省北陸地方整備局河川事務所長、地域振興局長、保線区長、警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要なる団体に通報し、地域振興局長は知事（水防本部）及び必要と認める機関に通報する。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。（法第25条）

3 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

「1 氾濫等の通報」、「2 決壊・漏水等の通報」の氾濫・決壊・漏水等の通報は、以下を踏まえ実施する。

河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課される。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報者

1) 国土交通大臣が氾濫等の通報を行う河川

河川名	区域	
荒川	区域①	左岸 新潟県岩船郡関川村下川口から大島まで 右岸 新潟県岩船郡関川村湯沢から高田まで
	区域②	左岸 新潟県村上市貝附から河口まで 右岸 新潟県村上市小岩内から河口まで
阿賀野川	区域①	左岸 新潟県五泉市馬下字大沢から新潟県新潟市秋葉区下新まで 右岸 新潟県阿賀野市小松から新潟県阿賀野市千唐仁まで
	区域②	左岸 新潟市秋葉区下新から海まで 右岸 阿賀野市千唐仁から海まで
早出川	区域①	左岸 五泉市赤海字下島 1053 番の 3 地先の善願橋 右岸 五泉市赤海字善願 2892 番地先の善願橋 } から阿賀野川合流点まで

信濃川下流 (幹川)	区域①	左岸 大河津洗堰から加茂川合流点まで 右岸 大河津洗堰から加茂川合流点まで
	区域②	左岸 加茂川合流点から小阿賀野川合流点まで 右岸 加茂川合流点から小阿賀野川合流点まで
信濃川下流 (幹川)	区域③	左岸 小阿賀野川合流点から河口まで 右岸 小阿賀野川合流点から河口まで
信濃川下流 (派川関屋 分水路)	区域①	左岸 信濃川からの分派点から海まで 右岸 信濃川からの分派点から海まで
信濃川 (中流)	区域①	左岸 新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口まで 右岸 新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口まで
	区域②	左岸 新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦まで 右岸 新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦まで
	区域③	左岸 新潟県長岡市浦から新潟県長岡市与板町本与板まで 右岸 新潟県長岡市浦から新潟県長岡市並木新田まで
	区域④	左岸 信濃川からの分派点から海まで 右岸 信濃川からの分派点から海まで
魚野川	区域①	左岸 新潟県南魚沼市五日町から新潟県南魚沼市五箇まで 右岸 新潟県南魚沼市麓から新潟県魚沼市岡新田まで
	区域②	左岸 新潟県南魚沼市五箇から新潟県魚沼市四日町まで 右岸 新潟県魚沼市岡新田から新潟県魚沼市四日町まで
	区域③	左岸 新潟県魚沼市四日町から新潟県長岡市西川口まで 右岸 新潟県魚沼市四日町から新潟県長岡市西川口まで
関川	区域①	左岸 新潟県上越市大字島田字諏訪田 1527 番の 2 地先から海まで 右岸 新潟県上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先から海まで
保倉川	区域①	左岸 新潟県上越市大字春日新田字桐ノ木 2855 番の 2 地先 右岸 新潟県上越市頸城区西福島字古城 4 の丁 276 番地先 } から関川合流点まで
姫川	区域①	左岸 新潟県糸魚川市大字西川原字川内山 963 番地の 1 地先から海まで 右岸 新潟県糸魚川市大字根小屋字中カマチド 37 番の 1 地先から海まで

河川名	区域	観測所	通報基準	通報者
荒川	区域①	上関 観測所	・ 氾濫発生水位 (9.03m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	羽越河川国道 事務所
	区域②	葛籠山 観測所	・ 氾濫発生水位 (8.99m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	羽越河川国道 事務所

阿賀野川	区域①	馬下 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（24.48m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	阿賀野川河川事務所
	区域②	満願寺 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（9.82m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	阿賀野川河川事務所
早出川	区域①	善願 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（16.24m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	阿賀野川河川事務所
信濃川下流 （幹川）	区域①	尾崎 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（12.90m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川下流河川事務所
	区域②	保明新田 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（9.60m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川下流河川事務所
信濃川下流 （幹川）	区域③	帝石橋 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（3.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川下流河川事務所
信濃川下流 （派川関屋 分水路）	区域①			
信濃川 （中流）	区域①	十日町（姿） 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（146.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
	区域②	小千谷 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（52.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
	区域③	長岡 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（25.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
	区域④	大河津 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（17.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
魚野川	区域①	六日町 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（162.60m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
	区域②	小出 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（93.20m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
	区域③	堀之内 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（85.00m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	信濃川河川事務所
関川	区域①	高田 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（8.13m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	高田河川国道事務所
保倉川	区域①	佐内 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（7.06m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	高田河川国道事務所
姫川	区域①	山本 観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位（5.36m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 	高田河川国道事務所

2) 新潟県知事が氾濫等の通報を行う河川

河川名	区域	
中ノ口川	区域①	左岸 新潟県燕市道金字中曾根 1071 番地先から信濃川合流点まで 右岸 新潟県燕市道金字榎島 2915 番の 5 地先から信濃川合流点まで
信濃川 (上流)	区域①	左岸 長野県界から十日町市宮中地先の宮中堰堤まで 右岸 長野県界から十日町市小原地先の宮中堰堤まで

河川名	区域	観測所	通報基準	通報者
中ノ口川	区域①	道金 観測所	・ 氾濫発生水位 (9.35m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	新潟地域振興 局
		白根橋 観測所	・ 氾濫発生水位 (6.75m) に到達 ・ 巡視により、氾濫発生を確認	新潟地域振興 局
信濃川 (上流)	区域①	割野 観測所	・ 氾濫発生水位 (205.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	土木部河川管 理課

4 氾濫・決壊・漏水等の伝達系統

1) 国土交通大臣所管

水防法等に基づく伝達系統は第5章第1節、第2節および第6章第2節の伝達系統と同じ

2) 県知事所管

水防法等に基づく伝達系統は第5章第1節、第2節および第6章第2節の伝達系統と同じ

3) 水防管理者（市町村）の対応

重点的に確認を行う区間（重要水防箇所）について、河川管理者と事前に情報共有するものとする。

通報を受けた水防管理者は、「第6節避難立退き」、「第7節5決壊等後の措置」に記載の対応を行う
必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保を指示することができる。

5 決壊等後の措置

決壊後といえども水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第26条）

第8節 水防解除

水防管理者は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせる。

第9節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。